○財務省告示第八十二号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成二十五年二月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年三月十二日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　個人向け利付国庫債券（固定・三年）（第三十二回）

二　発行の根拠法律及びその条項　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第六十九条第四項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行額　額面金額で三百二十四億九千七百七十七万円

五　最低額面金額　一万円

六　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

七　発行日　平成二十五年二月十五日

八　発行価格　額面金額百円につき百円

九　利率　年〇・〇七パーセント

十　初期利子　平成二十五年八月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ。）。

額面金額×$\frac{0.07}{100}\times\frac{1}{2}$

十一　第二期以後の利子　毎年二月十五日及び八月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十二　償還期限　平成二十八年二月十五日

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　払込期日　平成二十五年二月十五日

十五　払込場所　日本銀行の本店又は支店

十六　中途換金の取扱い　中途換金の買取りは、平成二十六年二月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十六年二月十五日から平成二十六年八月十五日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$×2－受入経過利子に相当する金額）

なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切捨てとし、一円に満たない場合には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

額面金額×$\frac{0.07}{100}\times\frac{\text{初期利子支払期の6ヵ月前の日から発行日までの日数}}{365}$

㈡　平成二十六年八月十五日以後の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}\times\frac{2}{2}$

十七　中途換金の特例　前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区とする。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、平成二十六年二月十五日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十五年八月十五日から平成二十六年二月十五日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

㈡　平成二十五年八月十五日前の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

十八　元利金支払場所　日本銀行

○文部科学省告示第二十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十八条第一項の規定により、次の表に掲げる有形の民俗文化財を重要有形民俗文化財に指定する。

平成二十五年三月十二日

文部科学大臣　下村　博文

名称及び員数	内容	所有者	所有者の住所
阿仁マタギの狩猟用具　二九三点	狩猟用具　二九三点	泉　明博	秋田県北秋田市阿仁中村字打当内三〇番地
		泉　良一	秋田県北秋田市阿仁中村字戸草沢四五番地
		伊東清太郎	秋田県北秋田市阿仁打当字前山岱二番地
		伊藤　範行	秋田県北秋田市阿仁荒瀬字段ノ上九六番地
		加賀　貞子	秋田県北秋田市阿仁小様字土倉川向一二番地
		春日　克男	秋田県北秋田市阿仁比立内字堂ノ向一四番地一
		佐藤　**勤**治	秋田県北秋田市阿仁根子字舘下段一九番地
		佐藤　國男	秋田県北秋田市阿仁根子字根子又二三一番地
		佐藤　孝昭	秋田県北秋田市阿仁幸屋字菅ノ沢一一二番地
		佐藤　千代	秋田県北秋田市阿仁根子字根子又一〇四番地
		佐藤　正俊	秋田県北秋田市阿仁根子字根子又一六七番地
		柴田　フミ	秋田県北秋田市阿仁戸鳥内字家ノ前一三番地